

## 専決処分の報告について

令和3年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和4年5月26日 提出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

## 令和3年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	水道事業収益	2,160,987 千円	△ 60,000 千円	2,100,987 千円
第2項	営業外収益	179,411 千円	△ 60,000 千円	119,411 千円
		支 出		
第1款	水道事業費用	1,622,717 千円	109,999 千円	1,732,716 千円
第2項	営業外費用	40,779 千円	109,999 千円	150,778 千円

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分とする。

令和4年3月31日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力